

市会議第 23 号

京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について

京都市会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 30 年 3 月 20 日提出

提出者 市会運営委員会委員長 吉井 あきら

京都市会会議規則の一部を改正する規則
京都市会会議規則の一部を次のように改正する。

目次中	「第 16 章 協議又は調整を行うための場 (第 127 条) 第 17 章 議員の派遣 (第 128 条) 第 18 章 補則 (第 129 条)	を	「第 16 章 第 17 章
-----	--	---	-------------------

議員の派遣 (第 127 条)
補則 (第 128 条) 」に改める。

第 16 章を削る。

第 17 章中第 128 条を第 127 条とし、同章を第 16 章とする。

第 18 章中第 129 条を第 128 条とし、同章を第 17 章とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法第 100 条第 12 項の規定による議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を廃止する必要があるので提案する。